訓令

○内閣府訓令第二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

改正後		改正前	
職務	担当	職務	担当
1　内閣府政策統括官九人は、それぞれ別表上欄に掲げる担当の区分に応じ、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。		1　内閣府政策統括官八人は、それぞれ別表上欄に掲げる担当の区分に応じ、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　［略］ ［削る。］ 二　［略］ ［2～4　略］ ［号を削る。］ 5～8　［略］	政策調整担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　［同上］ 二　青少年の健全な育成に関する事項 三　［同上］ ［2～4　同上］ 5　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること並びに子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関することその他青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。 6～9　［同上］	政策調整担当